

承認第2号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月1日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市立病院1階受付前ロビー付近で発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和4年1月25日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

中間市在住 女性 79歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和3年1月7日(木)午後0時30分頃

(2) 事故の発生場所

福岡県中間市蓮花寺三丁目1番7号
中間市立病院1階受付前ロビー付近

(3) 事故の状況

上記日時及び場所において、処方された薬を受け取るために来院した相手方が、濡れていた床で足を滑らせ転倒し、尾てい骨と右腕を床面に強く打ち付けた。

3 損害賠償の額

251,892円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害に係る一切の賠償金として、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) 相手方及び市は、本件和解のほかは本件事故について一切の債権債務関係を持たず、(1)の支払があったときは、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。